

## 白糠町社会福祉法人等による利用者負担軽減制度に係る実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、介護保険の円滑な実施のため、特別対策として実施する低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度のうち、「社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱」(平成12年5月1日付け老発第474号厚生省老人保健福祉局長通知別添2の事業。以下「事業」という。)に基づき、白糠町が行う社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度の実施にあたり、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の規定に定める事業は、要介護被保険者等のうち生計困難と認められる者及び生活保護受給者(以下「軽減対象者」という。)が、あらかじめ利用者負担の軽減を実施する旨を白糠町に申し出た社会福祉法人等(以下「軽減法人等」という。)の提供する軽減対象介護保険サービスを利用する場合に、軽減法人等が軽減対象者のサービス利用に伴う利用者負担の一部を軽減し、併せて軽減法人等に対する助成金を交付するために必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるとおりである。

- (1) 社会福祉法人等 介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)に規定する訪問介護、通所介護、短期入所生活介護及び指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)における施設サービスを行う社会福祉法人及び市町村
- (2) 要介護被保険者等 法に規定する要介護認定を受けた被保険者及び要支援認定を受けた被保険者をいう。
- (3) 住民税非課税世帯 当該年度(4月から7月までの間においては前年度)における住民税が世帯主及びすべての世帯員について課されていない、又は免除されている世帯をいう。
- (4) 区分支給限度基準額 法第43条第1項に規定する居宅介護サービス費区分支給限度基準額をいう。
- (5) 旧措置入所者 介護保険法施行法(平成10年政令第412号)第13条第1項に規定する旧措置入所者をいう。
- (6) 利用者負担額 法に定める居宅サービス及び施設サービスに係る10%相当の利用者負担額をいう。
- (7) 日常生活費 介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第61条、第79条及び第84条に規定する日常生活に要する費用をいう。

### (軽減対象者)

第3条 第1条第2項に規定する軽減対象者は、住民税非課税世帯であって、以下の各号の全てに該当する者(旧措置入所者で利用者負担割合が5%以下の者を除く。)のうち、その者の収入や世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案し、生計が困難な者として町長が認めた者及び生活保護受給者とする。

- (1) 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。
- (2) 預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。
- (3) 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。
- (4) 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
- (5) 介護保険料を滞納していないこと。

### (軽減の割合等)

第4条 利用者負担の軽減の割合は、4分の1(高齢福祉年金受給者は2分の1)を原則とし、申請者の収入や世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案して決定する。ただし、生活保護受給者については、利用者負担の全額とする。

2 平成26年4月1日施行の生活扶助基準の改正に伴い生活保護が廃止された者であって、廃止時点において本事業に基づく軽減又は特定入所者介護(予防)サービス費の支給により居住費の利用者負担がなかった者のうち、引き続き第3条第1項に該当する者については、前項の規定にかかわらず、軽減の程度を居住費以外にかかる利用者負担については4分の1(高齢福祉年金受給者は2分の1)を原則とするとともに、居住費にかかる利用者負担については全額とすることができる。

3 軽減する額は、利用者負担額に前項に規定する減免の割合を乗じて得た額とする。この場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

### (軽減法人等)

第5条 第1条に規定する軽減法人等は、当事業に係る利用者負担の軽減を行うことをあらかじめ法人所管庁に申し出た社会福祉法人等とする。

### (軽減の対象となるサービス)

第6条 軽減対象者が利用者負担の軽減を受けることができる介護保険サービス(以下「対象サービス」という。)は、前条に規定する軽減法人等が行う次のサービスに係る利用者負担額並びに食費、居住費(滞在費)及び宿泊費に係る利用者負担額とする。

- (1) 訪問介護

- (2) 介護予防訪問介護
- (3) 夜間対応型訪問介護
- (4) 通所介護
- (5) 介護予防通所介護
- (6) 認知症対応型通所介護
- (7) 介護予防認知症対応型通所介護
- (8) 小規模多機能型居宅介護
- (9) 介護予防小規模多機能型居宅介護
- (10) 短期入所生活介護
- (11) 介護予防短期入所生活介護
- (12) 介護老人福祉施設
- (13) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

2 第1項の規定にかかわらず、他に訪問介護の利用者負担の減免をうけている訪問介護については、対象サービスとしない。

3 旧措置入所者で利用者負担割合が5%以下の者であってもユニット型個室の居住費に係る利用者負担額については軽減の対象とする。

4 生活保護受給者については、個室の居住費に係る利用者負担額について軽減の対象とする。

(軽減の申請)

第7条 第3条に規定する軽減対象者であることの確認を受けようとする者は、「社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請書」(別記様式第1号)及び「収入等申告書及び同意書」(別記様式第2号)により町長に申請するものとする。

(軽減の決定)

第8条 町長は、前条の申請を受けたときは、第3条各号に掲げる軽減対象者への該当の有無を審査決定の上、「社会福祉法人等利用者負担軽減対象決定通知書」(別記様式第3号。以下「決定通知書」という。)により、その結果を申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知を行う場合において、軽減対象者として承認された者については、決定通知書と併せて「社会福祉法人等利用者負担軽減確認証」(別記様式第4号。以下「確認証」という。)を交付する。

(確認証の有効期限)

第9条 確認証の有効期限は、申請のあった日の属する年度の翌年度の7月31日までとする。ただし、4月分から7月分の対象サービスの利用者負担に係る軽減につき、4月1日から7月31日までに申請があったものについては、当該年度の7月

31日までとする。

(確認証の返還)

第10条 確認証の交付を受けた者が当町が行う介護保険の被保険者資格を喪失した場合は当該確認証をすみやかに返還しなければならない。

(確認証の利用)

第11条 軽減対象者は、対象サービスを利用する場合、あらかじめ当該サービスを提供する軽減事業所等に確認証を提示するものとする。

(利用者負担)

第12条 軽減対象者は、対象サービスの提供を行う軽減事業所等に対し、確認証に記載されたところにより軽減された利用者負担額を支払うものとする。

(不正利得の返還)

第13条 偽りその他不正の行為によってこの要綱に基づく対象サービスに係る利用者負担の軽減を受けた者があるときは、町長は軽減法人等と協議の上、軽減額の全部又は一部を当該軽減を受けた者から軽減法人等に返還するよう求めるものとする。

(軽減法人等に対する助成)

第14条 町長は、軽減法人等がこの要綱に基づき軽減対象者に対象サービスに係る利用者負担の軽減を行った場合、軽減した総額のうち、本来受領すべき利用者負担収入に対する一定割合(1%) (以下「一定割合」という。)を超えた部分についての2分の1を基本とし、それ以下の範囲内で助成する。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設及び指定介護老人福祉施設に係る利用者負担を軽減する社会福祉法人については軽減総額のうち、本来受領すべき利用者負担収入に対する割合が10%を超える部分について全額公費負担し、その10%のうち一定割合を超えた部分についての2分の1を基本とし、それ以下の範囲内で助成する。

(その他)

第15条 この要綱の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成21年4月1日から施行し、平成21年4月軽減分から適用する。

(介護報酬改定に伴う経過措置)

1 平成21年4月の介護報酬改定に伴い、サービス利用料が上昇することから、本事業に基づく対象者に対して、次項にあげる語句を読み替えて軽減の程度を拡大す

る経過措置を実施する。

- 2 第4条中4分の1とあるのは、「28%」と、2分の1とあるのは、「53%」と読み替える。
- 3 本経過措置の実施期間は、平成21年4月1日から平成23年3月31日までとする。

(確認証の有効期限の経過措置)

- 1 第9条中5月31日とあるのは、「7月31日」と読み替える。
- 2 本経過措置の実施期間は、平成27年4月1日から平成27年7月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。